

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	県税賦課徴収事務に係る全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税クラウドサービス」を使用している。運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。

評価実施機関名

徳島県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	○徳島県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収事務を行う。 1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 2 収納、還付、充当、納税証明等を行う収納管理業務 3 滞納情報による督促状等送付や滞納整理を行う徴収業務 4 納税者の特定や宛名情報管理を行う納税者管理業務 事務の流れ及び詳細は別添1を参照。
③対象人数	30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	県税クラウドサービス
②システムの機能	県税賦課徴収事務の基幹となるシステムであり、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の機能を有している。 主な機能としては以下のとおりである。 1. 共通宛名管理機能 全税目に係る宛名情報（個人番号を含む）を一元的に管理する機能。 2. 課税管理機能 申告書等による情報から県税の課税状況を管理する機能。 3. 収納管理機能 県税の納税証明書の発行、収納、還付、充当等の収納状況を管理する機能。 また、県税が未納となっている滞納者に対して督促状を発付する機能。 4. 滞納管理機能 督促状発付後の滞納者に対する滞納整理等の状況を管理する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （国税連携システム(eLTAX)） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名システム端末及び既存システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号の割り当てを行い、業務利用番号や基本4情報と紐付ける機能。 2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能。 3. 基本4情報等の出力機能 中間サーバーからの情報提供要求に対応し、個人番号および基本4情報のデータを中間サーバーに通知する機能。 4. 未電算業務等対応機能 団体内統合宛名システム運用端末を用いて未電算業務等に対応するための機能。 5. 符号取得支援機能 中間サーバーに格納する符号の取得を支援するための機能。 6. 情報照会支援機能 中間サーバーの情報照会機能に対応し、既存システムが行うべき情報照会等を支援する機能。 7. 情報提供支援機能 中間サーバーの情報提供機能に対応し、既存システムが行うべき情報提供等を支援する機能。 8. データ送受信機能 1から7に掲げる機能の実現のため、通信において必要となる機能。 9. 共通変換機能 既存システムの中間サーバー連携を支援するため、既存システムからの入出力データについて共通的に変換する機能。 10. 職員認証・権限管理機能 システムへログインするための認証機能およびログイン後の権限管理の機能。 11. システム管理機能 システムの安定運用のために必要な機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー)

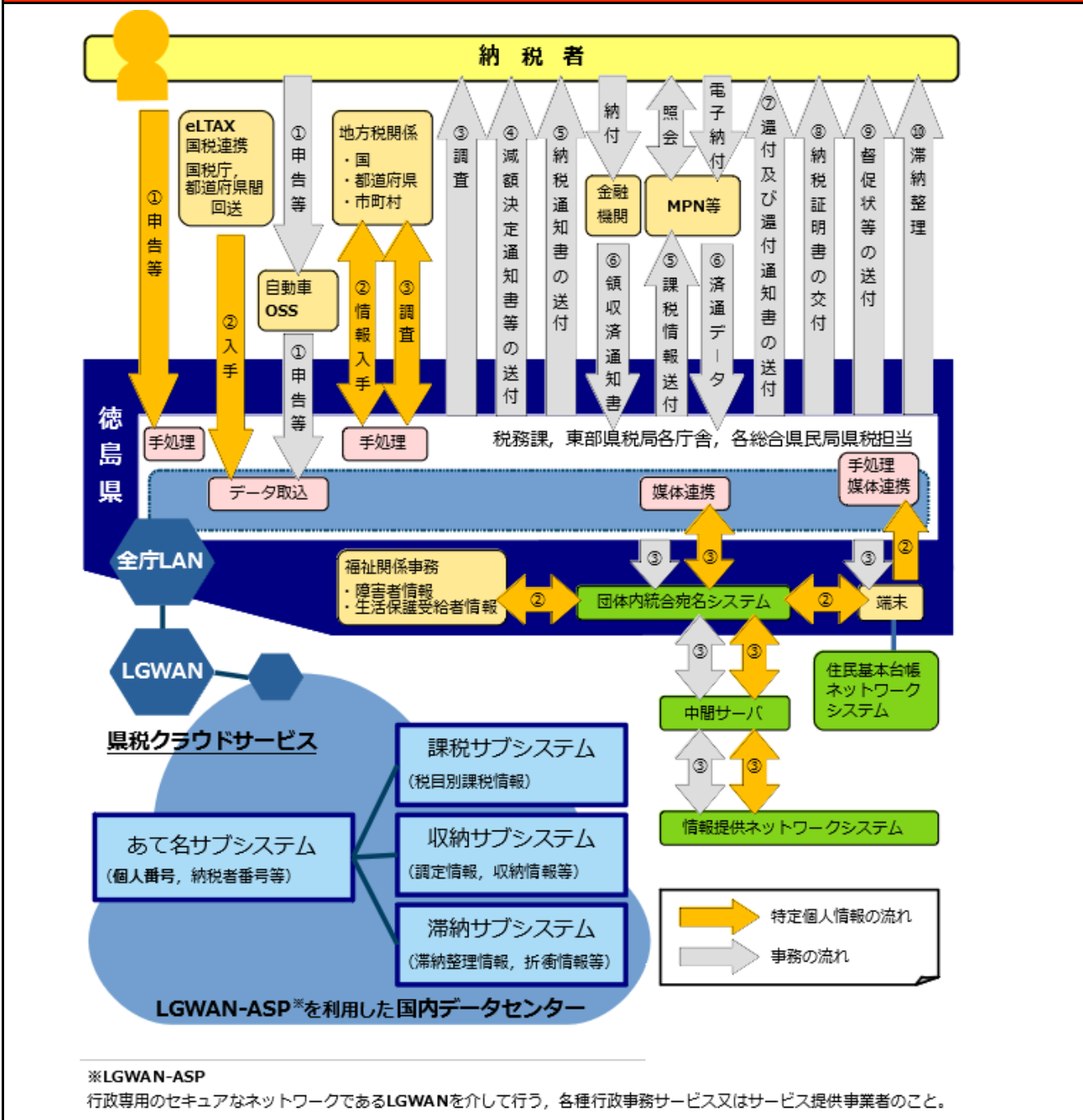
システム3

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会管理機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム4	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	国税連携は、税務署に申告された所得税確定申告書等のデータを、国税庁及び地方税ポータルセンタ(eLTAX)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方団体に電子的に送付するもので、平成23年1月4日(平成22年分確定申告)から開始された。 1. 申告書データ受信機能 税務署に申告された所得税確定申告書等データを受領するための機能。 2. 団体間回送機能 都道府県から他の都道府県に対して、所得税申告書等データを回送するための機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム (住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載)
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供 自都道府県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	県税の公平・公正な賦課徴収事務を行う上で、個人の特定や名寄せの正確性の向上、効率化する必要がある。
②実現が期待されるメリット	・個人番号の利用により、個人の特定や名寄せの正確性が向上し、公平・公正な課税につながる。 ・県税賦課徴収事務の効率化が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表の24及び133の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項 【情報提供の根拠】 なし
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



行政専用のセキュアなネットワークである**LGWAN**を介して行う、各種行政事務サービス又はサービス提供事業者のこと。

(備考)

納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、減額等により納付額が課税額より多くなった場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

- ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ②関係機関等から、申告書等及び課税情報の入手を行う。
- ③必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ④②及び③により決定した減額決定通知書等を送付する。
- ⑤①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。また、マルチペイメントネットワーク(以下「MPN」という。)を利用する税目については、共同利用センター通信サーバに課税情報を送付する。
- ⑥納税者が納付書により納付又はMPNにより納付したことについて、金融機関からの領収済通知書又は済通データにより確認する。
- ⑦減額等により納付額が課税額より多くなった場合は、超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。
- ⑧納税者からの納税証明書交付申請書に基づき納税証明書を交付する。
- ⑨納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑩督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書を送付し滞納整理を行う。

※手処理：受け付けた情報に基づき、申告書等ごとに必要な項目を各データベースへ税務職員が入力する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

県税クラウドサービスデータベースファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	徳島県税に係る納税者及び課税調査対象者	
	その必要性	県税の公平公正な賦課徴収事務を行うため、個人の特定を正確かつ効率化するのに必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (未納の納税者に対して行う調査結果に関しての情報)
	その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)及び連絡先(電話番号等) 納税通知書等の送付先や課税調査等において本人との連絡等に必要。また、個人番号の真正性を確認するために必要。 3. 業務関係情報 国税関係情報は個人事業税の申告内容に係る審査に用い、地方税関係情報は法人事業税・県民税の申告内容に係る審査に用いており、課税額の算定に必要不可欠な情報である。 また、障害者福祉関係情報については、自動車税の減免申請に関する情報であり、審査を行う上で必要不可欠な情報である。 さらに、その他情報として、未納の納税者に対して行う調査結果を保有する。これは、税の公平公正な負担を全うし、以後の徴収を行うに当たり必要な情報である。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和4年1月	
⑥事務担当部署	徳島県企画総務部税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (国税連携システム(eLTAX))	
③入手の時期・頻度	<定期的に入手する事務> ・個人事業税の課税に関する事務(国税連携システムにより年間を通じて日次で入手) <個別的に対応する事務> ・本人又は本人の代理人から申告書等の届出を受けた都度 ・地方税法令に係る、納税者の特定や課税に関する事務に必要な都度	
④入手に係る妥当性	<定期的に入手する事務> ・個人事業税の賦課を遅滞なく行うため、税務署(国税庁)から国税連携システム(eLTAX)を経由し、電子データにより所得税確定申告情報を日次で入手している。 <個別的に対応する事務> ・申告(申請)又は届出等については、本人からの紙ベースの申告及び届出等を原則としており、これを受け付ける事により課税事務に必要な情報を随時入手している。 ・地方税法令に係る事務において、納税者の特定が必要な都度、随時入手している。	
⑤本人への明示	<申告等による情報の入手> 番号利用法第14条第1項に本人から個人番号の提供を求めることができる旨が規定されている。 <国税、地方税に関する情報の入手> 番号利用法第19条第10号、番号利用法施行令第21条、番号利用法施行規則第19条、地方税法第72条の59等に国税庁又は他自治体から必要な情報を入手できる旨が規定されている。 <本人確認情報の入手> 住民基本台帳法第30条の15及び別表第五第4の2号	
⑥使用目的 ※	県税の公平公正な賦課徴収事務の実現のため、所得税申告書等及び各種社会保障情報との突合において、正確かつ効率的に行えるよう個人番号を利用する。また、個人番号は、納税者情報を管理する上で、二重登録を防止することに有効であることから、納税者の特定に利用する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	徳島県企画総務部税務課、東部県税局各庁舎、各総合県民局県税担当
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		「納税者情報」で納税者情報を持った納税者番号と、本人等から入手した個人番号を、「共通番号情報」で保管する個人番号と関連づけることにより納税者の特定や突合を行い、課税管理業務や収納管理業務、徴収業務、納税者管理業務に必要な情報をもとに、より正確で効率的な事務を行う。 なお、リスクを最小限にとどめるため、「共通番号情報」にのみ保管し、その他の課税、収納、滞納の情報等には保管をしない。	
		情報の突合 ※	<課税に関する事務> 県税の減額決定等を行うにあたり、本人からの申告書等の内容の正確性確認のため、本人又は市町村等から入手した個人番号を、「共通番号情報」で保持する個人番号で特定したうえ、必要な情報だけを県税システムに取り込む。 <収納管理業務、納税者管理業務> 納税証明等の発行や徴収業務を行うにあたり、2つ以上の納税者番号を持った納税者を、本県システム内で保管する納税者情報及び共通番号情報で保管する特定個人情報で、本人又は市町村等から入手した情報により特定することで名寄せを行い、より正確な事務を行う。
		情報の統計分析 ※	県税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報をうい、特定の個人が判別しうる形でその統計や分析は行わない。
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	県税の賦課決定、更正・決定、加算金の決定、減免申請の承認（不承認）、滞納処分を行う。
⑨使用開始日		令和4年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		県税クラウドサービスの運用維持管理業務	
①委託内容		県税クラウドサービスの運用、維持管理に関する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税者、特別徴収義務者及び課税調査対象者	
	その妥当性	県税クラウドサービスの安定的な稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者にシステムの運用維持管理を委託する必要があるため、その運用維持管理を実施するために、特定個人情報ファイルを含むシステム全体を取り扱わせる。	
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 総合行政ネットワーク(LGWAN) ）	
⑤委託先名の確認方法		徳島県情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社NTTデータ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は禁止しているが、再委託を実施する必要がある場合には、事前に委託先から再委託承諾申請書の提出を受け、委託先と同様の義務を負い「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」について十分遵守できると判断した場合にかぎり、再委託を承認する。なお、再委託先の監督責任は委託先が負うものとする。	
	⑨再委託事項	県税クラウドサービスの運用維持管理業務の一部	

委託事項2		国税連携システム(eLTAX)の運用業務	
①委託内容		国税連携システムのサービス提供	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者。	
	その妥当性	国税連携データ受信サーバを委託利用型により利用しているため。	
③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
⑤委託先名の確認方法		徳島県情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社NTTデータ・アイ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は禁止しているが、再委託を実施する必要がある場合には、事前に委託先から再委託承諾申請書の提出を受け、委託先と同様の義務を負い「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」について十分遵守できると判断した場合にかぎり、再委託を承認する。なお、再委託先の監督責任は委託先が負うものとする。	
	⑨再委託事項	初期導入業務、サービス提供業務、次期eLTAXシステム更改作業	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☒ 提供を行っている (2) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない	
提供先1		他の都道府県知事	
①法令上の根拠		番号利用法第19条第10号	
②提供先における用途		個人事業税の賦課及び徴収	
③提供する情報		本県で賦課しない者に係る所得税の申告書情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		国税連携システム(eLTAX)で入手した所得税の申告書情報のうち、本県で賦課しない所得税申告者等	
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))	
⑦時期・頻度		該当するデータがあった場合に随時	

提供先2		他の都道府県知事, 市町村長, 国の税務官署	
①法令上の根拠		番号利用法第19条第10号及び第15号	
②提供先における用途		他の都道府県又は市区町村における地方税法等の規定に基づく地方税の賦課徴収, 国税の賦課徴収	
③提供する情報		地方税法等又は国税に関する法令に規定する情報(課税根拠資料等)	
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		県税等の納税者等(代理人を除く。)及び県税調査の対象者のうち, 地方税法等又は国税に関する法令の規定により, 他の都道府県知事, 市区町村長又は国の税務官署に情報提供(通知等)を行う旨が定められているもの。	
⑥提供方法		[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		随時(地方税法等又は国税に関する法令に定める時期)	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<県税クラウドサービスにおける措置> ①県税クラウドサービスのデータはデータセンター内に設置され, 委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視している。 ②データセンター内は, 全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され, サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 ③データセンター内の全ての機器はラックに搭載され, ラックは常時施錠している。 ④サーバー室等への入退室をする際は, データの漏えい防止のため, 電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 ⑤バックアップデータは, バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており, データセンターと同等のセキュリティである。 ⑥申請書等の紙媒体については, 各庁舎で施錠して保管する。 ⑦業務端末は, ワイヤロック設置を義務付けている。また, 持ち運び可能な端末については, 業務終了後に施錠できる場所に保管をしている。 ⑧電子記録媒体については, 利用時以外は施錠できる保管庫に保管する。 <国税連携システムにおける措置> ①地方税共同機構が認定した委託先事業者所有のデータセンター内に設置され, 認定委託先事業者の社員が24時間365日運用監視している。 ②データセンター内は, 全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され, サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 ③全ての機器はラックに搭載され, ラックは常時施錠している。 ④バックアップデータは, 当該システム専用のNAS(Network Attached Storage)または磁気テープ媒体に保管している。 ⑤④の磁気テープ媒体は, データセンター内の金庫に保管している。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ①団体内統合宛名システムは県庁本庁舎内で, ID及び生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバー室)に設置した施錠可能なラック内に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し, 設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお, クラウドサービス事業者は, セキュリティ管理策が適切に実施されているほか, 次を満たしている。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は, クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され, バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]	
	その妥当性	地方税法第17条の5の定める更正, 決定等の期間制限内(7年)は, 情報を保管する必要がある。ただし, 未納の納税者に係る情報については, 上記の期間に関わらず保管する必要がある過去の記録を保存する必要がある。	

③消去方法	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・保管期間を経過した特定個人情報については、システムで条件設定し定期的（年度毎）に消去する。申告書等の紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。電子記録媒体については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。 ＜国税連携システムにおける措置＞ ・操作手引書（国税連携クライアント端末）で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・保管期間を過ぎた特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■団体内統合宛名システム■

漢字氏名、かな氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、団体内統合宛名番号、生活保護受給有無、障害の等級

■中間サーバー■

符号、特定個人情報の照会の記録情報、生活保護受給有無、障害の等級

■県税クラウドサービス■

・県税クラウドサービスデータベースファイル

○あて名ファイル

共通番号情報、納税者情報、口座情報、利用口座情報、課税あて名情報、気付送付先情報、税理士情報、送付文書情報、納税者管理情報、納税者補記情報、返戻情報、法人番号情報、名寄せ候補情報、名寄せ除外情報、名寄せ履歴情報

○収納ファイル

調定情報、法人県調定内訳情報、法人人事調定内訳情報、仮収納情報、収納履歴情報、延滞金履歴情報、延滞金計算明細情報、調定納税者情報、減額履歴情報、過誤納情報、充当情報、還付加算金情報、還付加算金計算明細情報、還付委任状情報、還付情報、還付通知情報、延滞金決議情報、消込管理情報、日次統計情報、月次統計情報、歳入予算情報、更正内訳情報、口座振替情報、発行管理情報、消込キー管理情報、収納訂正情報、申告納付未確情報、還付委任状通知書用情報、個人県民税収納データ情報、滞納繰越履歴情報、調定インタフェース情報

○滞納ファイル

滞納者情報、折衝履歴情報、滞納整理履歴情報、滞納処分情報、差押財産明細情報、分納明細情報、財産管理情報、換価財産配当情報、換価財産充当情報、担当者割当条件情報、関連者情報情報、預金照会情報情報、預金照会顧客情報情報、預金照会担保等情報情報、預金照会口座情報情報、預金照会取引履歴情報、月次統計自動車税事務所別収入状況情報

○業務共通ファイル

履歴管理情報、メモ管理情報、金融機関情報、住所情報、住所履歴情報、日付管理情報、郵便番号情報、要処理案件管理情報

○軽油引取税ファイル

流通事業者情報、プレプリント管理情報、プレプリント予定情報、軽油調定決議情報、事業者情報、事業所管理情報、申告書別表情報、納入課税情報、納入課税エラー情報、納付課税情報

○県たばこ税ファイル

道府県たばこ税課税情報、たばこ事業者情報

○不動産取得税ファイル

賦課予定情報、不動産明細予定情報、不動産納税者予定情報、控除減額予定情報、前所有者予定情報、共同住宅予定情報、賦課情報、不動産明細情報、不動産納税者情報、控除減額情報、前所有者情報、共同住宅情報、徴収猶予情報、申告書情報、登録エラーリ
スト情報情報、再評価予定情報

○ゴルフ場利用税ファイル

未申告状況情報、課税情報、市町村交付金情報、施設情報、施設別交付金明細情報、特例税率期間明細情報、報償金情報

○法人二税ファイル

ランキング情報、仮装経理控除情報、加算金情報、外形標準課税別表情報、外国税額明細情報、繰越欠損金明細情報、減免情報、国税申告決議情報、国税名簿情報、市町村分割明細情報、所得計算情報、租税条約控除情報、他事務所減額情報、他都道府県課税標準通知情報、地方法人特別税情報、電子申告利用届出情報、分割基準情報、分割明細情報、法人情報、法人課税情報、法人県民税情報、法人事業税情報、法人事業年度情報、利子割明細情報

○自動車二税ファイル

自動車二税申告書原本情報、自動車二税申告書エラー情報情報、軽自動車取得税申告書原本情報、軽自動車取得税申告書エラー情報情報、分配データ原本情報、分配履歴情報、登録後分配データ情報、登録後分配データエラー情報情報、継続検査分配データ情報、賦課予定情報、名寄せ候補情報、車両管理情報、自動車取得税申告情報、軽自動車取得税申告情報、環境性能割申告情報、軽自動車税環境性能割申告情報、自動車税賦課情報、定期賦課帳票情報、一括納付納税者情報、一括納付対象車両情報、引抜管理情報、課税換え管理情報、所有者管理情報、継続身障減免予定情報、商品中古車減免予定情報、一括課税保留予定情報、生活路線バス減免予定情報、納税証明書発行管理情報、証明書番号管理情報、身障減免情報情報、基準額情報、突合用車両管理情報、突合用自動車税賦課情報

○個人事業税ファイル

国税申告情報、賦課予定情報、賦課情報、個人事業繰越欠損金明細情報、事業者付随情報、照会国税申告情報

○鉱区税ファイル

鉱業権情報、賦課情報、賦課内訳情報、一括納付管理情報、鉱区調定決議情報、鉱区賦課決議情報

○狩猟税ファイル

狩猟税課税情報

○地方消費税ファイル

地方消費税課税情報

○利子割ファイル

特徴者情報、利子割課税情報、エラー申告情報、市町村別交付基準管理情報、利子割市町村交付金算定情報、利子割市町村別交付額管理情報、特徴者履歴情報

○個人県民税ファイル

個人県民税課税情報、個人県民税滞納情報、個人県民税欠損情報、個人県民税徴収情報、個人県民税取扱費情報、個人県民税決算見込情報

○配当割ファイル

特徴者情報、配当割課税情報、エラー申告情報、配当割市町村交付金算定情報、配当割市町村別交付額管理情報

○株式等譲渡所得割ファイル

特徴者情報、譲渡割課税情報、エラー申告情報、譲渡割市町村交付金算定情報、譲渡割市町村別交付額管理情報

○免税証ファイル

免税証明細情報、機器設備情報、算定交付数量情報、使用者証管理情報、使用者明細情報、消費状況情報、他府県発行分免税証情報、販売業者情報、免税証管理情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
県税クラウドサービスデータベースファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜本人または代理人からの入手＞ 地方税法に基づいて提出される申告書は、対象者本人（または代理人）が記載して提出するものであり、当該申告書においては、当該対象者の情報しか入手することは出来ない。なお、対象者本人等から申告書等の提出を受ける際に記載内容を確認し、対象者本人以外の情報が記載されていないか確認を行う。 ＜国税庁、他自治体からの入手＞ 国税庁または他自治体からの入手については、提供を受ける情報が地方税法第72条の59第1項及び番号利用法第19条第10号等に基づき必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の情報の入手は行わない。 ＜国税連携システムからの入手＞ 国税連携システムは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっていないことから、国税庁から送信される情報しか入手は行わない。ただし、他都道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他都道府県に回送する。 ＜住民基本台帳ネットワークからの入手＞ 住民基本台帳ネットワーク業務端末は、本人確認のために4情報の照会が認められた事務を行う部署に、使用できる担当者を限定して設置することとしており、当該事務の過程で把握した特定個人情報以外は入手できない。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜本人または代理人からの入手＞ 対象者本人（または代理人）が提供する申告書等は、法令に規定された様式であることから、基本的に必要な情報以外は入手出来ない。なお、対象者本人（または代理人）から申告書等の提出を受ける際、記載内容を確認し、不要な情報が記載されていないか確認を行う。 ＜国税庁、他自治体からの入手＞ 国税庁、他自治体からは、番号利用法及び地方税法等、法令で定められた情報しか提供されないため、必要な情報以外は入手できない。 ＜国税連携システムからの入手＞ 法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。 ＜住民基本台帳ネットワークからの入手＞ 住民基本台帳ネットワークからの入手については、住民基本台帳法及び省令に規定された事務に関する情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。また、入手の際には県税クラウドサービスにおいて、納税義務者を特定し、責任者の承認手続きを取ることにしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜本人または代理人からの入手＞ 対象者本人（または代理人）が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、対象者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ＜国税庁、他自治体からの入手＞ 国税庁又は他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。 ＜国税連携システムからの入手＞ 国税連携受信サーバーには、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御している。 ＜住民基本台帳ネットワークからの入手＞ 通信を暗号化するとともに、システム専用端末において、操作者の認証を行うことにより、入手可能な職員を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	＜本人から個人番号の提供を求める場合＞ 番号利用法第16条、番号利用法施行令第12条第1項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等の書類で確認する方法により行う。 ＜代理人から個人番号の提供を求める場合＞ 番号利用法第16条、番号利用法施行令第12条第1項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号利用法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認する方法により行う。 ＜他機関及び他システムから情報を入手する場合＞ 特定個人情報の入手元が番号利用法第16条の規定に基づき、本人確認を行ったうえで情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号利用法第16条が適用されない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	＜本人から個人番号の提供を求める場合＞ 番号利用法第16条、番号利用法施行令第12条第1項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等の書類で確認する方法により行う。 必要に応じて住民基本台帳ネットワークを利用して、個人番号の確認を行う。 ＜代理人から個人番号の提供を求める場合＞ 番号利用法第16条、番号利用法施行令第12条第1項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、本人の個人番号カード又はその写し、通知カード又はその写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等の書類で確認する方法により行う。 必要に応じて住民基本台帳ネットワークを利用して、本人の個人番号の確認を行う。 ＜他機関及び他システムから情報を入手する場合＞ 特定個人情報の入手元が番号利用法第16条の規定に基づき、本人確認を行ったうえで情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号利用法第16条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	本人又はその代理人からの変更の申し出や、国、他都道府県及び市町村等からの変更情報の入手及び住民基本台帳ネットワークの利用等により特定個人情報の更新を行い、正確性を確保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜書面提出の場合＞ 本人または本人から正式に依頼を受けた代理人から、直接または信書便にて受け取る事を原則とする。 ＜本県他部署、国、他都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合＞ 政令で定める安全な措置(番号利用法第19条第10号、番号利用法施行令第22条、番号利用法施行規則第20条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ＜本人等からの申告書等の提出があった場合＞ 特定個人情報の漏えい及び紛失を防ぐため、施錠可能な事務室の鍵付きの書庫に保管する。 ＜電子記録媒体を利用する場合＞ ・利用する電子記録媒体については、管理者等が許可・承認をしたものに限定し、担当者が私物の機器等を利用することを防止する。 ・電子記録記録媒体の利用及び運搬の際は、電子記録媒体内の暗号化、パスワードによる保護をする。 ・電子記録媒体は、施錠できるキャビネット等に保管し、不要となった際は物理破壊等による復元不可能な状態にした上で廃棄する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報は、職員認証によるアクセス制御、管理者権限及びログ管理等を行う。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・県税クラウドサービス以外で特定個人情報を扱うその他システム(国税連携システム(eLTAX)、及び団体内統合宛名システム)においては、職員認証によるアクセス制御等を行う。 ・県税クラウドサービスとその他システム(国税連携システム(eLTAX)、及び団体内統合宛名システム)とのファイルの連携を行う際には、当該事務を行う職員を限定し、アクセス制御等を行う。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	使用する必要がある職員、委託先社員等を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。パスワードについては定期的に変更し、適切な管理を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ID／パスワードの発行及びアクセス権限管理> ・業務ごと、かつ個別の担当者に対して、アクセスの必要がある最低限の権限を税務課及び各所属において確認し、アクセス権限を付与する。 <ID／パスワードの失効管理> ・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報へのアクセス権限を有していた職員の異動退職や委託先の変更等があった際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	IDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を迅速に変更または削除する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報へのアクセス記録は、アクセスログ(レコード種別、番号(キー情報)、アクセス日時、ユーザID等)として記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・アクセス記録は最低5年保管し、安全な場所に施錠保管する。		
その他の措置の内容	パスワード付きスクリーンセーバー、ログオフの設定		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・業務外の利用の禁止や業務情報の漏えい等について、職員及び事業者へセキュリティ対策に関する文書により周知を図る。さらに、県税クラウドサービスを利用することになった職員には、個人情報保護についての研修を実施する。 ・本県が定めている「コンプライアンス推進週間」期間中において、コンプライアンス研修を各所属で実施する。 ・他自治体等において個人情報をのぞき見したり、情報を外部に漏らしたりしたことについての新聞報道等を、その都度、各所属に配付し全税務職員や事業者へ周知している。 ・情報へのアクセス記録が残ることを全税務職員に周知し、事務外の利用の抑止を図る。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・県税クラウドサービスにおいては、本県は委託元となるが、利用者の立場となるため、データベースへのアクセス権がなく、ファイルの複製はできない。 ・委託先には契約で個人情報の保護を明示するとともに、業務遂行上の必要性がある場合（データのバックアップ等）を除き、県の承諾を得ずに複製することを禁止する。 ・委託先業者については、操作端末のUSB端子の利用は委託先業者の管理者により許可されない限り、プログラムにより使用禁止としている。 ・許可を得た職員においては、システムが複雑であるため複製することは技術的に困難である。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<電子記録媒体を利用する場合> ・利用する電子記録媒体については、管理者等が許可・承認をしたものに限定し、担当者が私物の機器等を利用することを防止する。 ・電子記録記録媒体の利用及び運搬の際は、電子記録媒体内の暗号化、パスワードによる保護をする。 ・電子記録媒体は、施錠できるキャビネット等に保管し、不要となった際は物理破壊等による復元不可能な状態にした上で廃棄する。 <特定個人情報のアクセスログ> 特定個人情報等の利用状況（登録、変更、削除及び照会）を記録し、その記録を一定期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に確認ができるよう整備している。なお、半年に1度、税務課がアクセスログを分析し、税務課長へ報告している。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約書において、「個人情報の保護」に関する条項、「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を定め、受託者に対し機密及び個人情報の適正な取り扱いの措置を講じている。また、委託先の管理体制（社内規定、社内教育）及びこれまでの実績を確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託先から業務従事者の名簿を提出させることにより、委託業務に従事する者を把握する。 ・提出された名簿に基づき、IDの登録、削除を行うが、必要性の判断は委託先でなく県が個別判断をする。 ・委託先の作業場所は、県が指定する場所又は県と事前に協議し承認された場所とする。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・県税クラウドサービスデータベースファイルへのアクセス記録は、アクセスログ（レコード種別、番号（キー情報）、アクセス日時、ユーザID等）として記録する。 ・アクセス記録は最低5年保管し、安全な場所に施錠保管する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、県の指示がある場合を除き、目的外利用及び第三者に提供してはならない。また、委託先は県の承諾がある場合を除き、個人情報が記載された資料等の複写、又は複製をしてはならない。 ・運用維持管理委託に関しては、徳島県により指定した委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。 ・受託業者は、業務を行うため取り扱う個人情報が記録された資料等の目的外利用、提供、複写、複製、県が指定した場所以外への持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。 ・個人情報取扱特記事項の調査条項に基づき、定期的、及び必要と認めるときは随時に調査を行い、又は報告を求める。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・運用維持管理委託に関しては、徳島県により指定した委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。 ・受託業者は、業務を行うため取り扱う個人情報が記録された資料等の目的外利用、提供、複写、複製、県が指定した場所以外への持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。 ・個人情報取扱特記事項の調査条項に基づき、定期的、及び必要と認めるときは随時に調査を行い、又は報告を求める。	

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方 法		委託契約書において、以下の措置をとる旨を規定している。 ・当該契約が終了したときは契約による事務を行うため委託元から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、直ちに返還し、若しくは引き渡し、又は委託元の指示に従った処置をとる。 ・個人情報取扱特記事項の調査条項に基づき、定期的及び必要と認めるときは随時に調査を行い、又は報告を求める。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		委託契約書において、「個人情報取扱特記事項」、「情報セキュリティに関する特記事項」を明記している。 ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報の資料等の返還 ・従事者への周知 ・作業場所の特定 ・情報資産の返却及び破棄 ・再委託の禁止（あらかじめ徳島県が承諾した場合は除く）
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		・運用維持管理委託に関しては、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。 ・原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、再委託先の実績及び体制を精査の上、業務の履行が可能と認められる場合に、書面をもって再委託を承認する。 ・再委託先は委託先が履行すべき義務と同等の義務を負うものとし、書面で「個人情報の保護」に関する条項、「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守することを明記し、提出させている。 ・再委託先における取扱状況等について、定期的かつ随時に、職員による調査または委託先からの報告により確認を行い、少しでも改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受ける。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		<国税連携システムによるもの> ・国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号利用法第19条第10号に基づき、特定個人情報（所得税申告書等データ）の提供を行うが、番号利用法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録し、7年間保存するなどの措置をとる。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 <国税連携システムによるもの以外（文書等による場合）> ・地方税法等又は国税に関する法令に基づき、公文書により提供するため、その稟議文書は簿冊に編綴され、番号利用法第19条第10号に規定する期間の間保存される。

特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	<国税連携システムによるもの> ・国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。 ・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号利用法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 <国税連携システムによるもの以外(文書等による場合)> ・地方税法等又は国税に関する法令に基づく場合に限り、番号利用法第19条第10号に規定する措置を講じたうえで、公文書により提供することとしている。		
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<国税連携システムによるもの> ・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。なお、国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号利用法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 <国税連携システムによるもの以外(文書等による場合)> ・地方税法等又は国税に関する法令に基づく場合に限り、番号利用法第19条第10号に規定する措置を講じたうえで、公文書により提供することとしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<国税連携システムによるもの> ・国税庁及び他都道府県との連携については、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。なお、国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号利用法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 <国税連携システムによるもの以外(文書等による場合)> ・公文書として作成する過程で、上司、決裁権者等のチェックを受けたうえで提供することとしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜税務事務の運用における措置＞ ・職員認証によるアクセス制御を実施している県税クラウドサービスにおいて、番号利用法の規定に基づき、認められる範囲内の条件でシステム的に作成した特定個人情報の照会データを用いて、団体内統合宛名システムに対して、照会を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・税業務に関する情報照会とは、県税クラウドサービスからの依頼のみと限定し、他の方法では中間サーバーへ照会を行わないことで、業務目的内での情報入手であることを担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜税務事務の運用における措置＞ ・県税クラウドサービスは団体内統合宛名システムを介さなければ中間サーバーと接続できない。団体内統合宛名システムとは電子記憶媒体から通信を暗号化し、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(VPNまたは専用線)を利用するため、安全性が担保されている。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムと中間サーバー間との接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜税務事務の運用における措置＞ ・入手した特定個人情報について、県税クラウドサービス内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告があった際に、その内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムでは、照会対象者の真正性確認済個人番号に基づいて付番された統合宛名番号により情報照会処理を行うため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<税務事務の運用における措置> - 職員認証によるアクセス制御を実施している県税クラウドサービスは、団体内統合宛名システムを介さなければ中間サーバーと接続できない。団体内統合宛名システムとは外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(VPNまたは専用線)を利用するため、安全性が担保されている。 - 県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報は、職員認証によるアクセス制御により照会できる職員を限定し、照会した場合はアクセスログの記録を行う。 - 県税クラウドサービスのデータを保管するデータセンター及びバックアップセンターは入退出権限を持つ者を限定し、機器を設置しているサーバ室についてはIDカードにより、入室する者の記録・管理を行う。また、県税クラウドサービスの運用維持管理委託業務で取り扱う居室は入退出権限を持つ者を限定し、IDカードにより、入室する者の記録・管理を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> - 団体内統合宛名システムと中間サーバー間との接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 - 団体内統合宛名システム運用事業者の業務は、機器の監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> - 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 - 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 - 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 - 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> - 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 - 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信用線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 - 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜徳島県における措置＞ ・県税クラウドサービスのデータはデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視している。 ・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 ・データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ・サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 ・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 ・電子記録媒体を利用する場合は、管理者等が許可・承認をしたものに限定し、担当者が私物の機器等を利用することを防止する。また、電子記録記録媒体の利用及び運搬の際は、電子記録媒体内の暗号化、パスワードによる保護をする。電子記録媒体は、施錠できるキャビネット等に保管し、不要となった際は物理破壊等による復元不可能な状態にした上で廃棄する。 ・団体内統合宛名システムは、遠隔地バックアップされており、設置ラックは耐震措置がなされている。また、サーバーが設置されている部屋は、生体認証およびパスワードにより入退室が管理されている。 ＜紙媒体における措置＞ ・施錠可能な執務室内の施錠可能な書庫に保管し、勤務時間内は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<徳島県における措置> ・業務端末にはウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルの更新を行っている。 ・委託先事業者が利用する業務端末には、各種外部接続端子の接続を制限するソフトウェアを導入している。 ・県税クラウドサービスで利用する庁内ネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(VPNまたは専用線)を利用している。 ・県税クラウドサービスが稼働するサーバが設置されているデータセンタと庁内ネットは、LGWAN回線で接続されファイアウォールで保護されている。 ・団体内統合宛名システムは、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行うとともに、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルの更新を行う。また、ファイアウォール、ルーター等により、指定機器外のアクセスから保護する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<概要> 本県が納税通知書等の印刷業務を委託している事業者が、ランサムウェア被害を受け、本県のみならず、全国の自治体や企業等の個人情報が漏えいした。 <経緯> 令和6年5月26日 委託事業者がランサムウェア被害を確認。 令和6年7月1日 委託事業者が6月18日にダークウェブ上に出現したダウンロードURLから取得したデータを解析したところ、約14万件の個人情報が流出していることを確認。 <対応状況> ○記者会見 7月3日、記者会見を行い、個人情報漏えいの事実を公表。 ○おわび文の送付 7月31日付けで、情報漏えいの対象者の方々におわびのハガキを送付。(約14万通) ○コールセンターの設置 7月31日、委託事業者がコールセンター設置し、情報漏えい対象者からの問合せに対応。	
再発防止策の内容	委託事業者の適正な管理に努める。	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様に適正な管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	書面で提出される地方税の申告書、各種申請・届出書等については、修正申告等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、古い情報のまま保管され続ける。 ただし、県税クラウドサービスに存在する特定個人情報については、賦課徴収事務を通じて、情報が随時更新される上、納税者に対して納税通知等を行うことにより納税者本人が確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間を経過した特定個人情報については、定期的(年度毎)に消去を実施する。消去方法については、システムで条件設定を行うため消去すべき情報のみを確実に消去できる。 ・申告書等の紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。電子記録媒体については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<徳島県における措置> ・特定個人情報ファイルの取扱いについて評価書の記載内容どおりに運用されているか、年1回以上自己点検を実施する。 <国税連携システムにおける措置> ・国税連携システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を実施している。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・手順書等に基づき、団体内統合宛名システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な内容	<徳島県における措置> ①規定：知事が保有する特定個人情報等の適正な取扱いに関する基準 ②監査責任者：県民ふれあい課長 ③監査実施者：監査責任者から指名された者 ④目的、手法及び手続き： 特定個人情報の取扱いの適正性を確保するため、監査担当部署を定めて、毎年度、以下の事項について内部監査（書面監査及び実地監査）を実施する。 ・評価書記載事項と運用実態の適合の状況 ・特定個人情報保護に関する規定、体制整備の状況 ・特定個人情報保護に関する人的セキュリティ対策の状況 ・特定個人情報保護に関する物理的セキュリティ対策の状況 ・特定個人情報保護に関する技術的セキュリティ対策の状況 ⑤フォローアップ： 実施された監査結果に基づき、速やかに必要な改善措置を講ずるとともに、実施した措置内容を監査担当部署へ報告する。 <国税連携システムにおける措置> ・地方税共同機構による情報セキュリティ監査が毎年実施される。 ・地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、地方税共同機構が、情報セキュリティ監査（外部監査）を毎年実施する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・手順書等に基づき、定期的に監査を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<徳島県における措置> ・税務課が研修責任者となり、新たに特定個人情報を取り扱う業務に携わる者を対象に、税務事務初任者研修において、意識改革、周知徹底及びスキルの向上のため、特定個人情報と情報セキュリティに関する研修を実施する。初任者研修は年度当初に毎年研修形式で実施し、年に複数回、e-ラーニングによる研修(県民ふれあい課等が実施)も併せて行っている。なお、研修の出欠状況や受講状況の記録を残し、欠席者及び未受講者に対しても、資料等については閲覧可能な状態にしている。 ・委託業者に対しては、契約内容に「個人情報採取扱特記事項」と「情報セキュリティに関する特記事項」を明記している。 ・職員等の違反行為を確認した場合には、その都度、当該職員に対し適切な指導を行うとともに、当該職員が所属する所属長に対して、適切な措置を講じるよう求める。なお、違反行為をした職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、懲戒処分の対象とする。 <国税連携システムにおける措置> ・担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・従事職員に対して、特定個人情報と情報セキュリティに関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、契約内容に「個人情報採取扱特記事項」と「情報セキュリティに関する特記事項」を明記している。 ・職員等の違反行為を確認した場合には、その都度、当該職員に対し適切な指導を行うとともに、当該職員が所属する所属長に対して、適切な措置を講じるよう求める。なお、違反行為をした職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、懲戒処分の対象とする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
<事務運営に関する責任者の関与の仕組み> 「徳島県県税取扱事務における特定個人情報等の適正な取扱いに関する実施手順」に則り、特定個人情報管理者を税務課長をトップとして各庁舎ごとに定め、特定個人情報ははじめとする個人情報保護や情報セキュリティ等に係るリスク管理を行う。また、人事異動等により新たに特定個人情報を取り扱う業務に携わる担当者を対象に、初任者研修を実施した上で、初任者以外の特定個人情報取扱事務担当者を含め、特定個人情報保護に関するe-ラーニングを用いた研修を実施する。 <特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応> ①報告 ・漏えい事案等の事実を知った職員は、速やかに自らの所属の特定個人情報管理者に報告する。 ・特定個人情報管理者は、事実関係を確認の上、直ちに報告書を作成し、所属長及び税務課長に報告する。 ・税務課長は直ちに情報政策課に報告書を提出するとともに、当該事案が懲戒処分の対象に当たると判断される場合には人事課にも報告する。 ②応急措置及び事実関係の調査等 ・システム障害による漏えい事案等の場合、システム運用保守業者に連絡するとともに、ネットワークの遮断やシステムの利用制限等の必要な応急措置を講ずる。また、早急に事実関係や被害状況を調査し、原因究明を行う。 ・上記以外の漏えい事案の場合、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な応急措置を講ずるとともに、早急に事実関係や被害状況を調査し、原因究明を行う。 ③本人への連絡体制 ・税務課長又は所属長は、事実関係等について速やかに事案の対象となった特定個人情報等の本人へ連絡し、又は連絡が困難な場合は本人が容易に知りうる状態に置く。 ④再発防止策の検討及び公表 ・税務課長は、漏えい事案等が復旧した場合には関係者による再発防止検討会を開催し、決定した再発防止策及び事実関係を速やかに公表するとともに、情報政策課に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	徳島県生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 電話番号 088-621-2718
②請求方法	来庁、郵送のいずれかの方法による請求
特記事項	徳島県ホームページに請求書様式・請求方法等を掲載する。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 閲覧は無料。写しの交付は複写料を実費で徴収。郵送による交付の場合（手数料額、納付方法：合は郵送料についても実費で徴収。（徳島県ホームページに詳細を掲載）
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	[個人情報取扱事務登録簿] 不動産取得税に関する事務、個人事業税に関する事務、軽油引取税に関する事務（特約・仮特約業者の指定）、軽油引取税に関する事務、納税証明に関する事務、県税条例第6条による課税免除事務、県たばこ税に関する事務、県たばこ税手持品課税に関する事務、身体障がい者等の自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免に関する事務
公表場所	徳島県庁1F 県民ふれあい課情報公開個人情報担当、南部総合県民局地域創生防災部（美波庁舎、阿南庁舎）、西部総合県民局地域創生観光部（美馬庁舎、三好庁舎）
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	徳島県企画総務部税務課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 電話番号 088-621-2077
②対応方法	・問合せ受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「オープンとくしま・パブリックコメント制度に関する要綱」に基づき実施
②実施日・期間	令和7年 月 日()から令和7年 月 日()まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年 月 日()
②方法	徳島県個人情報保護審査会への諮問による。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 7②所属長	税務課長 出原 公和	税務課長 小林 敬治	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 2⑤保有開始日	平成27年12月予定	平成28年1月	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	III 3リスク1事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・県税トータルシステムは、団体内統合宛名システムとネットワーク接続を行わず、電子記録媒体で連携する予定であり、県税トータルシステムからオンラインでアクセスすることはできず、県税の賦課徴収関係事務に関係の無い情報を保有しない。	・県税トータルシステムは、団体内統合宛名システムとネットワーク接続を行わず、電子記録媒体で連携するので、県税トータルシステムからオンラインでアクセスすることはできず、県税の賦課徴収関係事務に関係の無い情報を保有しない。	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	III 3リスク1リスクに対する措置の内容	・情報システム課の許可を得た職員及び委託業者以外は、システムDBへのアクセス権限が無いため、県税トータルシステムではファイルの複製ができない。	・本県の情報システム担当課の許可を得た職員及び委託業者以外は、システムDBへのアクセス権限が無いため、県税トータルシステムではファイルの複製ができない。	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	III 4特定個人情報の提供ルール、III 4再委託先による特定	徳島県庁内会議室	徳島県庁税務課内	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	III 5リスク1特定個人情報の提供・移転に関するルール、	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	V 1①請求先、V 1④個人情報ファイル簿の公表	監察課情報公開個人情報担当	監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	V 1④個人情報ファイル簿の公表	〔個人情報取扱事務登録簿〕 不動産取得税に関する事務、個人事業税に関する事務、自動車税に関する事務、ゴルフ場利用税の非課税措置に関する事務、狩猟税に関する事務、免税軽油に関する事務、軽油引取税に関する事務(特約・仮特約業者の指定)、軽油引取税に関する事務、鉱区税に関する事務、個人県民税に関する事務、犯則調査に関する事務、収納管理に関する事務、納税証明に関する事務、特別徴収義務者交付金に関する事務、県税条例第6条による課税免除事務、課税免除に関する事務	〔個人情報取扱事務登録簿〕 不動産取得税に関する事務、個人事業税に関する事務、軽油引取税に関する事務(特約・仮特約業者の指定)、軽油引取税に関する事務、納税証明に関する事務、県税条例第6条による課税免除事務、県たばこ税に関する事務、県たばこ税手持品課税に関する事務、身体障がい者等の自動車税・自動車取得税の減免に関する事務	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 7②所属長	税務課長 小林 敬治	税務課長 熊尾 雅彦	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 3⑤本人への明示	番号利用法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 5提供先1①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 5提供先2①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号及び第12号	番号利用法第19条第9号及び第13号	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	III 2リスク1中対象者以外の情報の入手を防止するための	番号利用法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	III 2リスク4中リスクに対する措置の内容	番号利用法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	III 5、特例個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネット	番号利用法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	III 5、特例個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネット	番号利用法施行規則第20条第2号	番号利用法施行規則第20条第3号	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	III 6リスク1中リスクに対する措置の内容	番号利用法別表第二及び第19条第14号	番号利用法別表第二及び第19条第16号	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	V 1①請求先	監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	監察課情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	V 1④個人情報ファイル簿の公表	監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当、南部総合県民局経営企画部(美波庁舎、阿南庁舎)、西部総合県民局企画振興部(美馬庁舎、三好庁舎)	監察課情報公開個人情報担当、南部総合県民局地域創生部(美波庁舎、阿南庁舎)、西部総合県民局地域創生部(美馬庁舎、三好庁舎)	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 7②所属長の役職名	税務課長 熊尾 雅彦	税務課長	事後	様式変更による
令和1年6月4日	II 6①保管場所	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	IV 1②監査	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	IV 2従業者に対する教育・啓発	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	V 1①請求先	監察課情報公開個人情報担当	監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	V 1④個人情報ファイル簿の公表	監察課情報公開個人情報担当、南部総合県民局経営企画部(美波庁舎、阿南庁舎)、西部総合県民局企画振興部(美馬庁舎、三好庁舎)	監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当、南部総合県民局地域創生部(美波庁舎、阿南庁舎)、西部総合県民局地域創生部(美馬庁舎、三好庁舎)	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年12月1日	I 基本情報		【令和4年1月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
令和2年12月1日	2. 特定個人情報ファイルを取		【令和4年1月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
令和2年12月1日	I 基本情報		【令和4年1月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
令和2年12月1日	3. 特定個人情報ファイル名		【令和4年1月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
令和2年12月1日	(別添1)事務の内容		【令和4年1月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
令和2年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要		【令和4年1月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
令和2年12月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対		【令和4年1月稼働予定】 県税クラウドサービスを追加	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
令和2年12月1日	V 1④個人情報ファイル簿の公表	南部総合県民局地域創生部(美波庁舎、阿南庁舎)、西部総合県民局地域創生部(美馬庁舎、三好庁舎)	南部総合県民局地域創生防災部(美波庁舎、阿南庁舎)、西部総合県民局地域創生観光部(美馬庁舎、三好庁舎)	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月8日	表紙 特記事項	・令和4年1月から新税務システムである「県税クラウドサービス」を利用することとなり、現在業務要件の検討やカスタマイズの必要性の分析を行っている。今回の一定期間経過前の特定個人情報保護評価再実施に合わせ、「県税クラウドサービス」の特定個人情報保護評価の実施を行うものである。 ・徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」を使用しているが、「自動車二税課税システム」については、特定個人情報を保有しない。なお、「県税クラウドサービス」は「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」からデータ移行を行うものであるため、特定個人情報を保有する。 ・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。	・徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」を使用しているが、「自動車二税課税システム」については、特定個人情報を保有しない。なお、「県税クラウドサービス」は「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」からデータ移行を行うものであるため、特定個人情報を保有する。 ・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和3年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	表紙 特記事項	・徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」を使用しているが、「自動車二税課税システム」については、特定個人情報を保有しない。なお、「県税クラウドサービス」は「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」からデータ移行を行うものであるため、特定個人情報を保有する。 ・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。	徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税クラウドサービス」を使用している。運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	I 2 システム1		県税トータルシステムの内容を削除し、システム2の県税クラウドサービスの内容に書換 ①システムの名称は、「県税クラウドサービス（令和4年1月から運用開始予定）」から「県税クラウドサービス」に変更	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	I 2 システム2		県税クラウドサービスの内容を削除し、システム3の団体内統合宛名システムの内容に書換	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	I 2 システム3		団体内統合宛名システムの内容を削除し、システム4の中間サーバーの内容に書換	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	I 2 システム4		中間サーバーの内容を削除し、システム5の国税連携システム（eLTAX）の内容に書換	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	I 2 システム5		国税連携システム（eLTAX）の内容を削除し、システム6の住民基本台帳ネットワークシステムの内容に書換	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	I 2 システム6		削除	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	I 3 特定個人情報ファイル名	【県税トータルシステム】個人番号管理データベースファイル（令和3年12月末まで運用予定） 【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル（令和4年1月から運用開始予定）	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	（別添1）事務の内容		県税トータルシステムの内容を削除	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	（別添1）事務の内容	令和4年1月1日から ※県税クラウドサービスの運用開始後		事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要		県税トータルシステムの内容を削除	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 1 特定個人情報ファイル名	【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル（令和4年1月から運用開始予定）	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 3⑤本人への明示	番号利用法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 4委託事項2⑥ 委託先名	業者未定 ※令和3年8月頃に入札を予定	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 5提供先1①法令上の根拠	番号利用法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	II 5提供先2①法令上の根拠	番号利用法第19条第9号及び第13号	番号利用法第19条第10号及び第15号	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目		県税トータルシステムの内容を削除	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	■県税クラウドサービス■（令和4年1月から運用開始予定）	■県税クラウドサービス■	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		県税トータルシステムの内容を削除	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	III 1 特定個人情報ファイル名	【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル（令和4年1月から運用開始予定）	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和4年6月30日	III 2 リスク1	番号利用法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅲ2 リスク4	番号利用法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和4年6月30日	Ⅲ5 リスク1特定個人情報の提供・移転の記録	番号利用法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和4年6月30日	Ⅲ5 リスク1特定個人情報の提供・移転に関するルール	番号利用法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和4年6月30日	Ⅲ5 リスク2	番号利用法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和4年6月30日	Ⅲ6リスク1	番号利用法別表第二及び第19条第16号	番号利用法別表第二及び第19条第15号	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和4年6月30日	Ⅳ3 その他のリスク対策	Society5.0推進課	デジタルとくしま推進課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和4年6月30日	Ⅴ1④個人情報ファイル簿の公表	自動車税・自動車取得税	自動車税種別割・自動車税環境性能割	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和5年6月30日	Ⅲ5 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法<国税連携システムによるもの以外(文書等による場合)>	番号利用法第19条第9号	番号利用法第19条第10号	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	I 5法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表の24及び133の項	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	I 6②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 別表第二の28の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	I 7①部署	経営戦略部税務課	企画総務部税務課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	II 2⑥	徳島県経営戦略部税務課	徳島県企画総務部税務課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	II 3⑦	徳島県経営戦略部税務課	徳島県企画総務部税務課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	II 4委託事項1⑥	株式会社エス・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	II 4委託事項2⑥	株式会社エス・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ・アイ	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	Ⅲ 7⑨		Ⅲ7⑨のとおり	事後	重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	IV 1②具体的な内容	監察局監察評価課長	県民ふれあい課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	IV 2具体的な内容	監察評価課	県民ふれあい課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	IV 3. その他のリスク対策	デジタルとくしま推進課	情報政策課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	V 1①	監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当	徳島県生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	V 1④公表場所	監察評価課県庁ふれあい室	県民ふれあい課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
令和7年3月14日	V 2①	徳島県経営戦略部税務課	徳島県企画総務部税務課	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
	II 6①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 6③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
	Ⅲ 6リスク4	・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
	Ⅲ 6情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
	Ⅲ 7リスク1⑤	・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
	Ⅲ 7リスク1⑥		・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
	Ⅳ1 監査②		・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。
	Ⅳ 3その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更に当たらない。